婚奶		受理 令和	年	月 日	- American		\
>E >E	届	第	1	号 T	\setminus	公館印	
令和 年	月 日届出				,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<i>;</i>
在トロント日	大- 伎- 本国 総領事	書類調査 戸籍言	己載 記載	뷫調査 調	査票 附	票 住民票	通知
	夫に	なる人			妻 に :	なる人	
(フリガナ)	コウノ 氏	ヨシタロ	ウ	オ	ツノ	ウメ	コ
氏 名	甲野	義太郎				梅子	:
生年月日	平成	3 年 6 月	23日		平成 5	年 10月	5 日
	カナダ国オンタ	リオ州トロント市					
住所	ヘインズブルバード2.5番地1.0号				同左		
本 籍	東京都千代田区霞が関						
外国人のときは				徳島県徳島市幸町二丁目5番			
(国籍だけを書い) てください)		全雄		筆頭者 の氏名	乙野 忠治		
父母及び養父母の氏名	父 甲野 章 母 毎	<u> </u>	続き柄 二 男	<u>父</u> 母	鈴木 一郎 乙野 祥	<u>『</u> 子	続き柄 長 女
父母との続き柄 (者記の養父母以外にも (養父母がいる場合には)	養父		続き柄	養父			続き柄
その他の欄に書いてください	養母 ★ 大の氏 新本籍 (左の☑の氏の人がす	養 子 でに戸籍の	養母 D筆頭者とな	こっているときに	は書かないでくた	養 女 ざい)
氏・新しい本籍	□妻の氏	東京都千	代田区	【霞が関	二丁目 2)	5
同居を始めたとき		年 月	(結婚式をあけ たときのうち 5	たとき、または、 いほうを書いて	同居を始め ください	
初婚・再婚の別	√初婚 再婚(□朔□)	2別 年 月 生別	□ □	☑初婚□	再婚(□死別□離別	年	月 日)
同居を始める 前の夫婦のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と	夫 妻 2. 自由業・ 夫 妻 3. 企業・個 または1 または1 夫 妻 4. 3にあては 夫 妻 5. 1から4に	または農業とその他の仕 商工業・サービス業等を個 人商店等(官公庁は除く) 年未満の契約の雇用者に はまらない常用勤務者世を よってはまらないその他の付 ている者のいない世帯	人で経営し の常用勤労 は5) 	ている世帯 者世帯で勤め 団体の役員の†	世帯(日々または1		
夫婦の職業	(国勢調査の年… 夫の職業	年…の4月1日から翌		までに届出を 妻の職業	するときだけ書い	ハてください)	
令和 年	月日			こより婚姻原	 		作成の
婚姻証書添付。							
祖初町 量 11/1.1.0							_
そ							
その							
そ							
その	夫		印	妻			印:

(届出人の連絡先及び電話番号

10 - 25 Hanes Boulvard, Toronto, Ontario Canada, Tel: 416-000-1111

		証	Д
署 名 (※押印は任意)		山川 幸助直筆署名 印	チャン, アリス Alice Chan <mark>直筆署徭</mark>
生年	月日	昭和60 年 4 月 2 日	1989 年 9 月 28日
住	所	カナダ国オンタリオ州ミシサガ市	カナダ国オンタリオ州トロント市
	//1	スクウェアワン通り1番地200号	ヤング通り1449番地1201号
本	籍	東京都杉並区清水町	カナダ国
		一丁目2 番地	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

記入の注意

届書はすべて日本語で書いてください。

この届出は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

「筆頭者の氏名」欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

日本と外国の二つの国籍をもっている人は、日本人として本籍欄を書いてください。

当事者の一方が外国人のときは、本籍欄に「国籍何国」とだけ書いてください。

外国人のうち、次の地域の法を本国法とするものは、国籍に代えて地域を記載することができます。

①台湾

(2)パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけ書いてください。 養父母についても同じように書いてください。

□には、あてはまるものに図のようにしるしをつけてください。ただし、外国人と婚姻する場合にはつけないでください。 外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いて ください。

届を出す日に同居を始める人は、その日に同居したものとしてその年月を書いてください。 まだ同居を始めていない人は、その他の欄に「まだ同居を始めていない。」と書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。 内縁のものはふくまれません。

在留国の法律で婚姻したときは、婚姻した日から3か月以内に婚姻証明書をそえて出してください。この場合は証人欄は書かず、「その他」欄に婚姻成立年月日、婚姻の方式及び婚姻証書作成者の職名を記載してください。

外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。

当事者の一方が外国人のときは、在留国の法律で婚姻してから出してください。この場合、外国人の国籍を証する書面(旅券写し等)を提出してください。

-). 未成年者が婚姻するときは、父母(養子のときは養親)の同意書を出すか、または父母がその他の欄に同意の旨を書いて署名 (※押印は任意)してください。
- 1. 届出人や証人の署名は、はっきりとよめるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。
- 2. 届書は2通出してください。
- 戸籍謄本は原則不要ですが、本籍地において戸籍情報が電算化されていない方については、戸籍謄本の提出が必要となります。
- 1. 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます、